



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江 1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
<https://www.jwtf.or.jp/> E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

参考

文発第3885号
2024年1月20日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
副会長 川崎 雅雄

公認審判員資格更新登録手続のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2022年4月に実施した「公認審判員資格更新登録」および「第19期全国審判員研修会の認定による新規資格登録」の結果、現在、日本連盟には、公認太極拳1級審判員=709人、同2級審判員=530人、同3級審判員=98人、公認拳術1級審判員=97人、同2級審判員=78人、同3級審判員=5人の、合計1474人(延べ人数1517人)の公認審判員が登録されています。同資格の有効期限(2年間)は、2024年3月31日に満了しますので、資格の更新登録手続をとることが必要となります。本日付け総発第4078号にて、現在公認審判員資格を有する全対象者に宛てて、資格更新手続について直接案内文書を送付しました。

関係する書類を下記の通り同封してご案内いたします。

- 1) 総発第4078号(写し)
- 2) 「更新登録実施要綱」
- 3) 「更新登録申請書」(見本・太極拳1級)
- 4) 「都道府県連盟別公認審判員名簿」
- 5) 「更新登録申請書一括送付状」(加盟団体→都道府県連盟用)
- 6) 「更新登録申請書一括送付状」(都道府県連盟→日本連盟用)
- 7) 「所属都道府県連盟変更登録申請書<共通>」

1. 更新該当者に通知済み:

同封の書面(本日付け総発第4078号)の写しをご参照下さい。貴連盟所属の各級の公認審判員有資格者は、同封の「都道府県連盟別公認審判員名簿」の通りであります。これらの審判員には、「更新登録実施要綱」および「更新登録申請書」をすでに送付してご案内済みです。

2. 更新登録手続期限:

本手続は、2024年4月20日(土)を期限として、日本連盟に必要な更新登録書類が送付され、更新登録料が納付されなければなりません。

更新手続期限は、本来なら期間満了の今年3月31日までに終わるべきですが、今期(第20期)の審判研修(2月3~4日、2月24~25日の2会場で実施)の認定結果を待って、更新手続を取る人もありますので、手続の便宜上、上記の通りといたします。

3. 審判員有資格者で第20期審判員研修会を進級受験参加する人:

今期の進級受験の認定結果を待って、認定結果が、現在の資格より上位級である場合、または新たに希望する資格である場合は、本件の更新登録は行わず、第20期研修会の結果として新規・進級登録手続を行ってください。

認定結果が、現在の資格に留まった場合は、新規・進級登録を行わず、本件の資格更新登録の手続を行ってください。

なお、第20期研修の認定結果による新規・進級登録手続期限は3月25日(月)とすることを申し添えます。

4. 更新登録手続の方法＝都道府県連盟が行う：

- ① **都道府県連盟加盟団体**は、申請者の3)「更新登録申請書」の申請者記載欄の記入事項に記入漏れが無いかどうか確かめたうえで、申請者の住所に基づいて、在住地の都道府県連盟の加盟団体となっている場合には、その在住地都道府県連盟に、また、申請者の在住地都道府県連盟の加盟団体となっていない場合は、団体の本部所在地の都道府県連盟宛に、5)「更新登録申請書一括送付状」(加盟団体→都道府県連盟)を添付した申請書類一式に、申請者の**写真2枚**(2枚のうち1枚は申請書に貼付)と、更新登録料を送付して日本連盟にたいする申請手続きを依頼して下さい。
複数の都道府県連盟にたいして申請手続きを依頼する場合は、同封の5)「更新登録申請書一括送付状」(加盟団体→都道府県連盟)を複写して使用して下さい。
依頼する都道府県連盟への更新登録料の送付方法(銀行口座番号等)を確かめて、納付して下さい。
- ② **都道府県連盟加盟団体**は、都道府県連盟が一括事務作業をするために、**遅くとも、4月10日頃**までに、当該都道府県連盟宛に書類送付と料金納付を済ませて下さい。
- ③ **都道府県連盟**は、加盟団体から受領した更新登録申請者の「更新登録申請書」、写真2枚(2枚のうち1枚は申請書に貼付)と、各団体から受領した 5)「更新登録申請書一括送付状」(加盟団体→都道府県連盟)に、6)「更新登録申請書一括送付状」(都道府県連盟→日本連盟)に申請者の合計人数・登録料合計金額を記入したものを添付し、**4月20日**までに日本連盟宛に送付して下さい。
- ④ **都道府県連盟**は、更新登録申請者の更新登録料(不課税)合計金額を、**4月20日**までに下記の日本連盟指定口座に振り込んで下さい。なお日本連盟に納付される更新登録料の50%は会費として計上されます。

振込口座:みずほ銀行 四谷支店 普通口座1025478
口座名義:公益社団法人日本武術太極拳連盟

- ⑤ 4)「都道府県連盟別公認審判員名簿」をここに同封いたします。貴連盟の該当者を点検する際にご使用下さい。

5. 所属団体変更について:

有資格会員の所属団体変更届は、所属する都道府県連盟が変更になった場合のみ、変更登録を行っていただきます。同一都道府県連盟内部での団体の変更は登録不要です。7)「所属都道府県連盟変更登録申請書<共通>」を同封しますので、この書式をご使用下さい。

以上、よろしく願いいたします。

敬 具